

## 令和7年度 第12回広陵町定例教育委員会 会議

### ○ 開会及び閉会

令和8年3月27日(金) 午後 1時30分開会

同 日 午後 3時00分閉会

開催場所: 広陵町役場 3階 大会議室

### ○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長)植村佳央、1番委員:(教育長職務代理者)松井秀史、

2番委員:岡野聡子、3番委員:白井有香、4番委員:村田浩子

### 委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育振興部長	倉田 洋子
教育総務課主幹	松本 哲知
こどもまんなか部長	谷野 良隆
こども課長	佐々木 計也
こども政策課長	伊藤 哲
図書館長	尾藤 肇子
生涯学習課長	岸本 延昭
生涯学習課主幹	名倉 聡
スポーツ振興課長	南 雄太郎
教育総務課指導主事	辻 博暢
教育総務課指導主事	富田 英明
教育総務課(学校支援室)指導主事	中村 美和
教育総務課(学校支援室)指導主事	中本 絵美

#### 4 議案(1) 教育委員会関係規則、要綱の改正等について

**教育長** まず1つ目、教育委員会関係規則要綱の改正等について、たくさん別紙があったと思いますが、それぞれで担当から説明をしていただきたいと思います。最初は教育総務課主幹お願いします。

**教育総務課主幹** まとめて説明させていただきます。広陵町教育委員会事務局組織及び教育機関等の組織等に関する規則の一部を改正する規則になります。お配りしております新旧対照表をご参照いただければと思います。右側の現行のところ、こどもまんなか部こども課の中に認定こども園準備室がございますが、4月から削除され、組織改編が行われますのでご参照いただければと思います。教育振興部に関しましては、教育総務課の中に学校再編準備室ができます。合わせまして、認定こども園準備室がこども課の中から削除される大きな変更点になります。組織が変わりますので、それに伴い、事務の所掌が変わってその変更をしていく形です。最終の決定したものを4月にお示しさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

#### 4 議案(2) 学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

**教育総務課主幹** 2点目です。学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則になります。変更点といたしましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。変更点といたしまして、学校給食費

の1食当たりの基準額を第4条で示していますが、こちら中学校給食を共同で実施しております香芝市と調整して、その金額の算出方法をこちらの条文で明記するよう変更しております。第5条では、学校給食費の月額に関する規定となっております。学校給食費の額は条例に明記されております。条例の月額ということを確認させていただいております。あわせて中学校三年生の三学期に関して、学校に来る日数が少ないという現状がありますので、月額を減額していましたが、その運用に関して明記するよう変更しております。そして、第3項におきましては、教職員である給食センター職員の月額に関して、条例月額がかかるという文言に変更しております。第4項におきましては、給食試食会や、臨時的に喫食をされる方の1食あたりの給食費の計算を明確化する形に変更しております。給食費の徴収条例を施行する一部改正に関しまして変更点はこのようになっております。

#### 4 議案（3）ヘルメット補助金交付要綱について

**教育総務課主幹** 続きまして補助金の交付要綱になります。大きな変更点は交付額が今までは600円という形でありましたが、物価高騰やヘルメットの金額も変わっているというところも踏まえまして、補助金の額を購入費の半額という形に変えさせていただきたいと思っております。8年度のヘルメットに関しましては、2940円ということで一斉購入を決定しております。8年度に関しては1450円の補助という形を出していただければと思っております。この要綱自体、平成15年に施行、告示されましてそこから先、変更されてませんでしたので今回見直しをさせていただいております。

#### 4 議案（4）広陵町立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱について

**教育総務課主幹** 続きまして、広陵町立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱の新規制定になります。部活動の地域展開に関わる関連要綱の一つになります。概要をご覧いただければと思います。公立中学校部活動の地域展開に伴い、発足する地域クラブにおいて、生徒の心情への配慮や円滑なクラブ運営等のため、教育職員が指導等を行うことを希望する場合において、教育公務員特例法第17条に基づく兼職兼業許可をしようとする際の判断基準等について必要な事項を定め、教育職員の過重労働を防止しつつ、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保することを目的として、要綱を作成しております。学校の部活動を先生が希望する場合において、土日の地域展開した後のクラブ活動に関わることを兼業の許可に関する要綱になっております。あわせて過重労働、時間制限等に関する規定を設けて、教員の先生も守りながら生徒さんたちが先生からまた指導を継続して受けることができることを可能としております。兼職兼業の時間が、時間外に在校等する時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が100時間未満で、かつ平均80時間以内になるということを上限として兼職兼業等を許可する要綱になります。勤務時間の上限に関するガイドラインが文科省から出ており、そちらの方で示されている時間になります。許可後の労働時間ですが、学校長が管理するという形になります。地域クラブ活動の指導に従事する職員が学校長に報告書を提出していただいて、時間の方を確認していく。一方、職員の健康面や過重労働になっていないかを把握しながら、進めていく形になっております。

#### 4 議案（5）広陵町フリースクール等利用助成事業実施要綱について

**教育総務課主幹** 最後は広陵町フリースクール等利用助成事業実施要綱についてです。先月の教育委員会でも今月お示しすることでご紹介させていただいております。制定理由としましては、“義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律”によりまして、不登校児童生徒に多様な居場所を確保して社会的自立に向けた支援を町として推進するために、児童生徒の居場所作り等に寄与しているフリースクール等を認定することと、当該認定を受けたフリースクール等の利用料等の一部を助成することで、不登校児童生徒が多様な居場所に繋がっていくことを、また繋がりやすくなることを目的として制定させていただきたいと思っております。要綱の構成としましては、趣旨および定義、交付対象者および対象経費の整理、助成金額、助成金の受給の資格の認定、助成の交付の仕方、認定施設に関する条文という形になっております。交付対象者ですけれども、交付対象者は保護者で、対象となる児童生徒は町立小中学校に在籍する児童生徒、町に住民登録して、町立以外の学校の児童生徒も対象としております。定義としましては“申請前の1年間において30日以上欠席

した不登校の児童・生徒”というような形で対象となる児童生徒を決めております。対象の経費は、フリースクールの利用料及び交通費とさせていただきたいと思っております。ただし、利用しなかったときは対象としません。利用する、しないが不明な際は、フリースクールとやり取りや、申請書を確認することで確認させていただきます。助成金額に関しましては、助成の対象者を要保護者・準要保護者・それ以外のものと3区分し、1人1ヶ月につき2万円を上限としております。認定施設に関しましては、第12条にこの施設の基準に関して定めさせていただいております。基本的には“不登校の児童・生徒を人間的な温かみある施設において、通っていただくことでその子の社会的自立を目指していけるような施設”を想定しております。それとあわせて学校や教育委員会と協力しながらその子の社会的な自立を目指していける施設という“七つの要件”の方を基準としてもうけさせていただいております。こちらの施設から認定申請をしていただいて、認定していく形になりますが、要綱制定後、事前にホームページ等でフリースクールの助成事業があって、認定施設はこのような基準ですとお示ししようと考えております。以上です。

**教育長** ありがとうございます。まず教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてこれについて何か委員の皆さんから質問はございませんでしょうか。特に、教育振興部の方で、学校再編準備室というのが新たに組織されますが、実際のところ、人員は配置できておりません。なかなか厳しいかと思う部分もあります。先々進めていくうちに人員が配置されるかと思っております。それでは続きまして中学校給食費の徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてですがこの辺どうでしょうか。

**B委員** 学校給食1食当たりの基準額について教えていただけますか。

**教育振興部長** 学校給食基準額は、現行の規則では小学校315円、中学校373円となっております。改正後は月額小学校5200円、中学校5500円に11ヶ月分をかけて給食の提供回数で割るという書き方になっています。結局は現行の単価と変わらないですが、中学校給食においては端数処理の関係で、基準額から月額に直すと5500円に満たない額となってしまいます。また、共同で給食センターを運営している香芝市も改正後のような規則となっております。今後も両市町間で端数処理の仕方によって基準額に差異が生じることを防ぐためにも、今回香芝市と同じ規則の書き方に直したというだけで、基準額自体は変わってはおりません。

**B委員** ありがとうございます。給食に関しては無償化になっていきますとの認識ですね。何とか広陵町の財政が持ちましたらということですね。

**教育振興部長** 国では小学校給食が無償化となっておりますが、賄い材料費はこの基準額をもとに計算して予算計上します。月額も今後国に補助申請する際に“どれだけ保護者負担があるか”ということの根拠になるものですので、無償化になってもこういう定めが必要だということで、よろしくお願いたします。

**教育長** 広陵町児童生徒通学用ヘルメット補助金交付要綱の改正ということで、文言整理とあとは、一部、補助金を出しているのですが、今までは600円で“あまりにもこれは補助額が少ないだろう”と問題になりまして、とりあえず半額補助で考えるのがいいのではないかと。財政にもかなり言われた部分があったようですが、半額ということで、先ほど説明ありました今回は1450円の補助をするということで、額は示さず、半額という形での対応ということになりました。これについて何か質問等ございませんか。ありがとうございます。広陵町立学校教職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可等に関する要綱概要ということで、説明がありましたがこのについてはどうでしょうか。要するに、地域クラブに移行する段階の中で令和8年4月以降からは、“教職員の土日の指導は、県は認めない”と決められております。その代わりに“教員がその指導に携わる場合は、兼職兼業を認める”ということをお大前提の中でこの形を取ったということでございます。先ほどの月単位100時間未満と言っておりましたが、働き方改革としては、おおむね教員としては月に直すと45時間というのは1つの基準です。その中で80時間を超えている先生方はこれまでも中学校の教員が一番多い状況がありまして、その辺も含めて、土日に携わったとしても、月に7、8時間まで抑えることになっております。兼職兼業ですので当然ながら、土日については本来地公法第38条にアルバイト等の禁止というのがあります。

ます。基本公務員は、認められていませんが、この兼職兼業については町が認めた場合は認めるとなっておりますので土日について先生方はそれに携わってもらったら、その分の謝金が支払われると仕組みになっております。今までは土日に携わったとしても、ボランティアか無償に近い状態にありました。ただ特業手当ということで、3時間で、3000円がもらえていたという状況がありますがそれが廃止になりますので、その分をこの兼職兼業で謝金が支払われる場合は、時間単価1600円、そして3時間の従事ということで最大は4800円です。それが先生方の謝金として支払われるということになります。これについて何か御質問またはご意見等はございませんでしょうか。

**B委員** ありがとうございます。1時間1600円という形で、1日最大3時間までという理解ですが、例えば何か大会とかで遠征の場合は違うのでしょうか。

**教育長** 大会なんかで丸1日携わってもらおう状況があります。

**教育振興部長** 大会などで3時間を超える場合もその分の支払いは可能でございます。

**B委員** 先生方がお困りにならないようにできているということですね。ありがとうございます。

**教育長** それとともに謝金についてはなかなか市町村だけでは難しい状況がありますので、これを機会に保護者の方から月額で受益者負担ということで、とりあえず2000円を保護者の方からいただいて、その一部を謝金に充てる形になります。あと、地域クラブ指導者の募集をしていましたが、土日に指導される方々おられますので、その方々にも謝金として1時間1600円払っていきます。その財源としてはある程度保護者の受益者負担ということでしています。よろしいでしょうか。それでは続いて広陵町フリースクール等利用助成事業の実施要綱について説明をしていただきましたが、これについて何かご質問等はございませんでしょうか。これは多分奈良県で初めての取組だと思います。全国的にはいくつか行われていますが、奈良としては初めてで、先ほど話しましたが、不登校の児童生徒が多いということで、フリースクールを利用されている保護者に負担を少しでも軽減するというところで月額2万円を上限とということで予算としては10人分予算を取っていたと思います。予算取りについても実績としてこれまでにどのぐらいフリースクールに行っているのか調査をさせていただいて、最大10人で実際10人はいないと思います。これについて質問等ございませんでしょうか。

**C委員** フリースクールについて、利用するのに大体いくらぐらいかかるのでしょうか。

**教育総務課主幹** 場所や施設によって違って、今回2万円に設定させていただいたのは、フリースクールに通われてるお子さんの利用料がどれぐらいかかってくるのかというのを調べさせていただいて、その平均というような形となります。基本料にオプションが増えていくと、4万円近くかかるところもあれば、下でいくと2万少しです。オプションは塾と一緒に部分があるのでたくさんになるとどんどん費用がかさむというような形になっております。

**C委員** 平均的なところの全額を負担するという計算という認識ですか。

**教育総務課主幹** 半額分になります。家庭の状況に応じて2万円を上限として支給する形になっております。要保護のご家庭の方は全額、準要保護の方は4分の3です。それ以外の方に関しては、その費用の2分の1ということで表を書かせていただいております。上限2万円まで24万円まで支給いたします。

**教育振興部長** 利用分の2分の1を補助する。その上限を2万円とするということでございます。

**B委員** お子様を預かっていただく施設になりますので何か施設の認定申請書を確認させていただくうえで、事前調査をされたりするのでしょうか。“この施設はきちんと子供たちを預かるための設備や環境が整っていますよ”ということを目視で確認していただくプロセスはあるのですか。

**教育総務課主幹** こちらに記入してありませんが、先行自治体を研究して、担当で1回見に行くということ聞いております。申請後、見に行く予定をしております。

**B委員** 何かそういったことをどこかに書かれたりとかする予定はないのですか。

**教育総務課主幹** 施設の申請をまずしていただいて、その後で教育長が認定するとなっております。認定通知を出す際には必ず現地を確認するというところは運用でさせていただければと思っております。

**B委員** わかりました。ありがとうございます。

**教育長** 他はよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではまず1つ目の教育委員会の関係規則それから要綱の改正等についてはこれで終わらせていただきます。続きまして2つ目の広陵町立学校の教員、教育職員に関する業務量管理健康確保措置の実施計画について、この案の説明をお願いしたいと思います。

#### **議案（6）広陵町立学校の教員、教育職員に関する業務量管理健康確保措置の実施計画について**

**教育総務課（学校支援室）指導主事** 広陵町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について書面とパワーポイントで説明させていただきます。別紙1ページ目もご用意の上、よろしくお願いいたします。1. 計画の趣旨、現状でございます。国では、平成31年1月の中教審において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申」が示されました。また、令和2年4月に奈良県教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」をもとに、本庁では五つの視点を持ち、学校における働き方改革に関する緊急対策を推進してまいりました。そして、今年度6月給特法が改正され、「広陵町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を今年度末までに制定し、来年度から実施することとなりました。令和6年度の本庁における時間外在校等時間の状況でございます。年平均小学校全体では月39時間、県の目標である45時間を下回っておりましたが、管理職の先生方は月66時間、中学校全体では月49時間、県の目標である45時間を少し超えておりました。また管理職の先生方は月75時間と長時間勤務であることが見受けられました。来年度からは月45時間や月80時間を上回る割合がゼロに近づくように進めてまいります。2ページ目の2. 目標でございます。時間外在校等時間に関する目標についてでございます。県から示されている通り、1箇月45時間以下の割合100%を目標にいたします。また、1年間における1箇月の平均時間を30時間程度にいたします。続いて（2）ワークライフバランスや働きがいのに関する目標についてでございます。教職員のウェルビーイングの向上により、教職員が自信や誇り、精神的ゆとりを持って子どもに向き合うことができ、教育の質の向上を図れるように、以下の目標で進めてまいります。またご覧になっていただけたらと思います。3. 計画の期間は令和8年度から令和11年度までとし、振り返りを行い、改善を図ってまいります。続きまして4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容でございます。（1）教師が教師でなければできない業務に専念できるように、業務の3分類を踏まえ、業務の見直しを進めてまいります。分類につきましては、最後のページにございます。この19項目の中から町として精選し、決めさせていただいたのが次のページからになります。イ. 学校以外が担うべき業務です。登下校時の通学路における日常的な見守り活動等、放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応、また保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では内容が困難な事案への対応は、以上のように進めてまいります。続きましてロ. 教師以外が積極的に参画すべき業務では、調査統計への回答、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理、校舎の開錠・施錠そして中学校の部活動に関しては以上のように進めてまいります。続きましてハ. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務では、授業準備、学習評価や成績処理、支援が必要な児童生徒・家庭への対応等、それぞれの人材を学校へ適切に派遣してまいります。続きまして（2）学校における措置の推進でございます。各学校の教育課程における年間総時数、授業時数等については、もう年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定をお願いしてまいります。また十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、日課表の工夫をお願いしてまいります。（3）教育職員の健康および福祉の確保に関する取組についてでございます。教育職員の健康および福祉を確保するため、以下の内容に取り組んでまいります。5. 関連する取組、今後のフォローアップについてでございます。各取組の着実な実行を図るため、毎年度、本庁のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会および総合教育会議において報告することといたします。学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保を積極的に行うとともに、学校運営協議会など関係機関と連携して取り組んでまいります。時間外在校等

時間が長時間となっている教育職員がいる学校と速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援指導を実施してまいります。各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、学校や保護者、地域への本計画内容について周知を図ってまいります。以上になります。教育職員が心にゆとりを持って子どもたちに接し、子どもたちを笑顔にする取組にしていきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

**教育長** ありがとうございます。この実施計画の説明を聞いていただいて何かご質問またご意見等ございましたらどうぞよろしくお願いいたします。

**A委員** 実施計画は条例ではないわけです。広陵町の学校管理運営規則との関係というのはどういう位置づけであり、管理運営規則の扱い方として、管理運営規則と同等の重みを持つものとして扱うのか転換の仕方はどういうふうにされるのでしょうか。

**教育長** おそらくですが、管理運営規則については職員の細かなことには全く触れてないと思います。要は国からある一定のガイドラインが出るとともに今年度、県の教職員課の方から1つの例を示された分の計画であり、それに対して“市町村の実態に合わせた形で計画を作りなさい”というような指示がありました。それで広陵町の実態に合うように作ったものでございますので、基本的にはこれで教職員の働き方改革を進めていこうということになっております。実際のところ、先ほどもありましたが、令和8年から11年の4年間にこの計画に基づいて、いわゆる目標値です。月45時間までを100%とするとかいう目標値を定めてますが、あくまでこれは目標値であって、その辺は実態がどうなるかわからないです。1つは、先生方についてはこの辺を周知していきながら、できるだけ目標値に近づくような形で進めていけたらいいのではということでこの実施計画を作らせてもらった状況があります。A委員が言っている学校管理運営規則とは若干違っているように思います。管理規則の中に教職員のそういった働き方の勤務時間など細かいことはあまり書いてなかったと感じています。その辺はもう1回管理運営規則等を再度見直す確認して、そこにそういった部分を入れていくこともできると思います。そこに関連付けるとこの計画も重みも増すだろうと思います。ありがとうございます。

**D委員** この計画、非常に先生たちも働きやすくなると思うのですが、先生方の実態を少し教えていただきたいです。教職教員は、個人情報扱いとか非常に難しいと思いますが、夏休みの過ごし方についても、在宅勤務・テレワーク、それらを取り入れることは難しいのでしょうか。

**教育長** 実際のところ、テレワークとかいう形は難しいと思います。夏休み、長期休暇ございます。今から30年ほど前ぐらいは、夏休みといっても、自分の研修計画を立ててそれで自宅研修という形で作られていた時代がありました。それが大きく変わったのは30年ほど前に大阪市か大阪府かの方での運用の仕方が非常に厳しいということで橋本市長の時代だったと思います。そこで指摘され、それ以降は先生方も夏休みはそういった形の自宅研修はできないことになりました。現在、今夏休みでも、必ず先生方は出勤されます。そういう中で、結局のところ、夏休み、子どもたちは来ていませんので、先生方の自主研修的な部分が多いです。小学校はその形態ですが、中学校は基本的に部活動の指導、私もひたすら朝の9時から夕方5時6時まで指導してましたが、その状況がずっと続いていました。特にこの働き方改革につきましては、今から10年、15年ほど前は中学校の若手の先生方が、部活動の顧問として指導し土日もほとんどない。その状況下で、自分も子どもたちもそれはいいとしても自分のプライベートな時間が全く取れないことで全国的にSNS等でその思いが結びついたというのが大きな1つの流れになったと思います。3、4千人だったと思うのですが、文科省にその署名をバーンと出したわけです。教員の働き方についてはこれまでいろいろあったとしても、子どもたちのためと思って、自分を犠牲にしても頑張るといった、精神論的な部分が若干あったのですが、それでは良くないということで教員の働き方改革が取り上げられました。中学校の部活動の指導については、これまでも何回もその地域移行にしろと提言されてきました。ところが、中学校の先生方は“部活動に専念して子供たちの、少しでも勝つ喜びや、スポーツの楽しさを味わわせたい”ということで、何回もが協議されて、ようやくこの10年ほど前ぐらいから働き方改革という考え方で出てきたというのが1つの大きな経緯です。そこから進んできたというのはあります。そういう中で中学校

の先生方の勤務時間は長いのは部活動が一番多いです。それとともに保護者の対応であったり小学校はどちらかというと、教材研究であったり、あと保護者対応であったり、その辺が多いですね。他に小学校の先生が全教科を持っておられるので、いわゆる教材研究に時間を当てる形での時間が多かったというのがあります。非常に難しいです。先生方も、現在は、年次休暇基本的には20日ですが、数年の勤務で最大40日ぐらいの年次休暇が取れますので長期休暇に比較的固め取りをされている先生方はいます。先生のおっしゃるように自宅で仕事するとか、それも一つは勤務時間に入れることは可能だと思います。コロナ以降在宅勤務っていうのも結構出てきましたが、教員は研修権が許されている部分があって学校長に認めてもらったら、研修ということで報告書を出せば、認められていたと思います。7、8年前ですが、コロナ前から広陵町の方も夏休みの盆前後13日、14日、15日の3日間を学校閉庁っていう形でさせていただいています。その前に山の日もございまして、それも含めて1週間程度は必ず休んでいただいている状況があると思います。他ございませんでしょうか？

**A委員** このページの(3)の一番下の丸です。各休業期間中に3日間ないし5日間の一斉閉校変更と示されていますが、ここの幅を設けることっていうのは必要なのでしょうか。

**教育長** そうですね、お盆の時期になりますので、3日間から5日間にすれば1週間となります。また、山の日が毎年大体そのときに重なっています。今まで最高多分9日間休まれたときもあったと思います。その書き方で3日間から5日間になっただけとは思いますが、5日間にしてもいいのかなと思います。

**教育長** 今ご意見いただきましたので、3日から5日に修正します。また校長先生方が特に喜ばれると思います。ありがとうございます。他ございませんでしょうか？

**C委員** 実際に、教師の業務効率について書いていますが、例えばプリントの準備だとか事務員さんがされているのではないのでしょうか。

**教育長** いや基本的にはまだまだ教員がほとんどしています。現在、スクールサポートスタッフとして校務業務員補助をされている方が全ての学校に1人配置されています。例えば印刷物をその方をお願いすることはできると思いますが、なかなかその教材研究の細かいところまでは難しいと思います。先生方が簡単な指示をして、こんなん作っておいてぐらいはひよっとしたらできるかもしれません。

**C委員** 私は、それを投げられる状態が1人では少ないと思います。皆さんが投げないと負担は減らないと思います。人材を置くことをしない限り、1人1人の効率化だけでその80時間が40時間の残業になることは私自身の業務からしてもありえないです。私の企業にも、セントラルキッチンがあって、皆さんが投げる業務をそこへ一斉に投げて7、8人でそれで回す。完全に顧客対応とかに専念できるような体制を作る。その状況でやると残業が少し減るという感じです。目標は目標としてでも、そのAIを使って効率化していただいだけでは減らないと私は思っていて、理想に近い部分だと思います。

**教育長** この問題に関して、それこそ本当に投げられる業務を振り分けして、投げる人材を増やせばこれはかなり負担が少なくなると思います。難しいことですが、人を置くにはお金がいる話でもあります。

**教育振興部長** 現在スクールサポートスタッフが午前中だけの勤務になっていると思います。人件費がかかる問題でもありますので担当部局と調整は必要かと思いますが、今後必要であれば、スクールサポートスタッフの勤務時間を増やすまたは、人を増やすということも調整しながら街でできることをしていきたいと考えています。

**C委員** そうですね。予算の話ですけど、先生の残業時間が減ることによってその人件費って減るのですか。先生は残業手当ではないのですか。

**教育長** ないですね。この1月からです。今までは教育調整額として4%を上乗せした形でした。俗に言う定額働かせ放題などと言われました。4%がこの1月から5%になりました。5年後か、最終的に10%に引き上げるということは国で、法律としては認められています。私が思うには、申請すれば残業手当

いうのは必ず出てきますので、申請して手当てを受ける、それでいいのかとも考えます。教員は基本的にこれまでは一律4%で今年から1%ずつ上がっていきましてもその点が本来働き方に繋がっていくか、まだわからない部分だと考えます。先ほどC委員が言ってくださったように、スクールサポートスタッフを例えば1人から2人するとか。人的な部分を増やすことが一番いいのかなと思います。もう一つはいろんな業務の中でよく言われているのは、生成AIを駆使すれば、簡単にいく部分、例えば文章を一つにしてもAIで駆使したら考えずにある程度作成できることあるでしょう。私はその形では効率化に繋がらないと考えます。私は一番、大事なものは、目の前の子どもだと思います。子どもを教えるためには、例えばAIで合理的にしたところで効果はあまりないと考えます。それよりは先生方の思いというかやはり対面でいろんな話して、その情熱みたいなものが伝わって行って、それで理解が深まると考えます。やはり、教員と子どもたちはそういう風にあるべきだと思います。今から後にはAIがいわゆる新シンギュラリティといわれている2045年AIが人間を越してしまうことを言われたことがありました。職業がAI等になってしまうようなことを言われましたが、教員はそうではないという思いを持っています。

**C委員** 現在、学校の土日の部活動における最後の施錠ってどなたが担当でしょうか。

**教育長** 最後に活動を終わられた先生が鍵を持っています。

**C委員** 何か申請しても借りたくみたいな形でしょうか。

**教育長** 小学校はそうじゃないので、教頭先生が大体朝一番にきて、鍵を開け、最後に鍵を閉めて帰られます。中学校は貸し出しで今日は遅くなるのでこの鍵を借りておきますと言って閉めて帰られて、朝に戻されるというような形ですね。

**C委員** 地域クラブ活動になったらどうするのですか。

**教育長** 基本的には地域の指導者に鍵を渡して対応してもらいます。今のところ教員の数人はそのまま地域の方で土日でも子供たちの指導に関わりたいたいと言っています。その管理についてはその先生に任せようと思うのですが、基本的に学校施設で活動してもらいますので、そういう意味では、鍵の管理等は指導者に任せていく状況だと思います。コンピュータで管理していわゆる電子ロックでできる方法もありますが、まだまだ難しい状況です。かつてはシルバー人材の方に来ていただいた時期があります。中学校では、帰りが一番遅くなる状態で大体9時か10時ぐらいまでの間で最後の鍵閉めにきていただいていた状況があります。

**教育振興部長** 現時点では、キーボックスを設置して暗証番号で開けられるようにしようと思っています。

**教育長** 真美ヶ丘第一小学校はやってくれています。まち協の方々が何かあったときに学校を開けてもらえるような形です。地震や災害等何かあったときその避難所である学校を開放しなければならぬ部分があったときに地域の人と協力してもらおうということで、確か真美ヶ丘第一小学校はキーボックスあったと思います。

#### **議案（7）後援名義の使用許可申請【わんぱく相撲の葛城場所一般社団法人葛城青年会議所】**

**教育長** それではよろしいでしょうか？後援名義の使用許可申請についてでございます。1つ目のわんぱく相撲の葛城場所一般社団法人葛城青年会議所の方から15ページをご参照ください。教育総務課指導主事よろしくお願ひします。

**教育総務課指導主事** 一般社団法人葛城青年会議所からわんぱく相撲葛城場所の申請が出ております。15ページからとなります。葛城青年会議所からは昨年もこのわんぱく相撲の申請が出されて承認されております。子どもたちがが地域の魅力に触れ、挑戦することを通して多様な感情を経験してもらうことが必要であるということで出されました。実施日時は2026年5月17日日曜日の11時30分から16時までで、実施場所は葛城市民体育館 参加費は無料。参加対象者は大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町に在住の小学生で、参加予定人数は100人全国大会の予定も兼ねているということで、4・5・6年の優勝者は第二次大会で8月2日に東京で行われる大会に女子は9月20日に富山

で行われる大会に参加する予定です。17. 18 ページに収支予算書および明細書が 19 ページと 20 ページに役員組織図および要綱が 21 ページの 22 ページに配布予定のチラシが添付されています。以上です。ご審議をお願いします。

**教育長** ありがとうございます。このわんぱく相撲につきましては毎年こういう形で後援申請をされており、申請書の資料を見ていただいて何かご質問等ございましたらお願いします。

**C 委員** 18 ページの費用明細を見ていたところ、明細を見ていて、(13) の通信費でございます。“お礼状”が“それ以上”になっています。単なるパソコンの変換ミスです。

**教育長** ありがとうございます。それでは承認という形でよろしく申し上げます。続きまして2つ目です。子育て世代未来を守る会、23 ページをご参照ください。教育総務課指導主事よろしく申し上げます。

#### **議案（8）後援名義の使用許可申請【子育て世代の未来を守るお金の授業申請】**

**教育総務課指導主事** 子育て世代の未来を守るお金の授業申請が出ておりました。しかし、過去の実績が認められ、文科省の後援名義が承認されたという連絡がありました。これをもってチラシを各学校に配置していただければ、広陵町の申請を取り下げたいという連絡が入りまして教育長に確認させていただくと文科省の後援があれば配布に問題はないだろうということでしたので、今回は取り下げさせていただきます。資料につきましては 23 ページから 35 ページにのっております。

**教育長** これまでの実績が認められたということで承認する以上は市町村とはそんな関係なく、配布はできるだろうということで、もうこの申請の方はもう取り下げようということ。それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### **議案（9）後援名義の使用許可申請【保育士資格試験講習会教育支援】**

**教育総務課指導主事** ひまわり学園から保育士資格試験講習会教育支援というのが出ております。昨年度も同じ内容で申請を出され、承認されています。36 ページからになります。ひまわり学園は、利用者の心身の状況、病歴を踏まえて、家庭的な雰囲気の中で自立した日常生活を営むことができるように通所訓練を行い、利用者の心身の維持向上を図る。畿央大学の先生と連携をとりながら、不登校問題にも関わっているとのこと。今回の保育士資格試験講習会の目的は、町内の学童保育所、フリースクール、児童発達支援サービス事業を希望する人を対象に、保育士資格試験講習会を行い、町内の保育士部不足の解消を図るということです。開催場所は、役場近くのひまわり学園 2 階教室で実施日時は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日 週 1 回 土曜日の午後 1 時から 2 時までです。対象は保育士資格取得希望者で、受験資格を持つ人。定員は 10 名。希望者の決め方は将来の学童保育所、フリースクール等にある内容を出したり、町民全体にチラシ宣伝を行ったりする予定です。37 ページに配布予定のチラシ。38 ページに収支ゼロの予算案が提出されております。ご審議をお願いします。

**教育長** ありがとうございます。昨年も申請が出ておりましたので、そういった形での委員の皆さんの方から質問や、また、ご意見等がございましたらよろしく申し上げます。

**B 委員** 前に申請を出され質問させていただいた記憶があつて、このひまわり学園さんはこのご自身がされているところの場所を使用するため費用は発生しませんという形です。承認でいいと思います。

**教育長** 代表の方は町議会議員の坂口さんがされておりまして、そちらに学園があり、その 2 階でされていることになります。昨年もされていますし、承認ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは議案につきましてはこれで終わらせていただきます。

#### **5 その他**

**教育長** その他について事務局何かございますでしょうか？

**教育振興部長** まず、教育振興部の人事異動についてでございます。ご覧いただいたとおり、学校再編準備室というものができます。先ほど教育長からもございましたようにこちらは教育総務課長が兼務となります。教育総務課の主幹兼学校支援室長の主幹が教育総務課長になり、学校支援室長と学校

再編準備室長を兼務することになります。学校再編に関する業務は、これまでも教育総務課で担当しておりましたので、業務について新しく何かが始まるということではないのですが、力をいれていくという意味で設けられた部署だと認識しております。また、文化財保存活用課が新たに設置されます。以前に生涯学習課の中に文化財保存室がございましたが、保存だけじゃなくて活用もしっかりとしていくことで、課として独立したものでございます。その課長にスポーツ振興課長の課長が就任する予定でございます。こどもまんなか部におきましては、子育て総合支援課長も部長が兼務しておりましたが今度はこども政策課の課長が子育て総合支援課を兼務することになります。それぞれの課長部長の異動についてはご覧いただいたとおりでございます。

**教育長** 私の方から教職員の人事異動について最終決定版の表を見ていただけたらと思います。特に管理職の説明をさせていただきたいと思います。東小学校の方からですが、三住校長が真美ヶ丘第二小学校の校長に異動になります。後任に香芝北中学校の赤木先生が校長として、昇任されます。この赤木先生はかつて広陵中学校の教頭を2年前にされていた方です。それから西小学校の方は管理職について異動はございません。北小学校の方ですが、西山教頭が2年間、北小学校の教頭をしていただいていた。1年目は3年生1組のクラスを担当していただいていた状況があります。その西山教頭が田原本の南小学校に異動になって、代わりに真美ヶ丘第二小学校の澤田先生が北小学校の教頭として異動になりました。続いて裏を見ていただけたらと思います。真美ヶ丘第一小学校ですが、堀内校長が葛城市の忍海小学校の校長に異動されます。校長が不在になりますので、教頭であった辰巳教頭がこの校長に昇任をしていただきます。そして教頭が不在になりますので、そこにあきつ学園の教頭であった吉川先生が就任していただきます。吉川先生も、今から6年ほど前に真美ヶ丘第一小学校の方におられ、その前は東小学校におられた方です。県教委に出させていただいた状況があります。続いて真美ヶ丘第二小学校です。大河内校長先生が若年の退職になります。56、7歳で退職ということになります。その代わりに三住校長が異動になります。ここは教頭・校長の両方が変わりますが、澤田教頭の後に県の人権地域教育課の係長である今西先生に戻ってきてもらいました。5年間県にいられたのですが、その前は二小の方で長く勤めていただいていた状況がございます。次に中学校の方に入ります。広陵中学校の方では中山教頭先生が真美ヶ丘中学校の教頭に異動になります。その代わりに教頭に山口先生、昨年教頭試験を受けていただき、合格されたため山口先生が教頭になられます。そして真美ヶ丘中学校の方は竹田教頭先生が香芝西中学校の教頭に異動になります。管理職だけ説明させていただきました。以上でございます。今の教育振興部の人事異動並びに教職員人事異動について何かご質問等がございましたらお願いします。何かございますか。

**こどもまんなか部長** 令和8年4月1日から以前からお伝えさせていただいてますように、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園が認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園となります。現在桜井小学校の校長先生である山本先生が4月から認定こども園に来ていただけるということになりました。南保育園と東小学校附属幼稚園が閉園になり、職員が東小学校附属幼稚園課と南保育園から1名ずつが1年間子どもと一緒にときわ広陵こども園に行き、1年後帰ってくるという形です。

**こども政策課長** 3月25日の議会で広陵町こども計画は議決されました。この計画は地域全体で子供の成長を支えていくもので、基本理念を子どもたちと作る地域の未来を掲げております。特に力を入れていくことが3点ございます。1つ目でありますが、こどもの声をしっかり聞いて施策へ生かすこと。2つ目でございますが、ヤングケアラーや困難を抱えた子供を支援すること。3つ目でございますが、相談体制や情報発信を強化して、必要な支援に繋げていることの3点でございます。また居場所作りや学校・家庭・地域の連携した支援を進めてまいりたいと考えております。教育委員の皆様には、学校現場を始めとする教育分野でのお力添えをお願いする場面もあるかと存じますので、今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。また3月25日から4月5日まで春休み期間中に子供の居場所を町内5ヶ所で開設しているところがございます。今後令和8年度は、区自治会の協力のもと公民館や集会所でも地域コミュニティの活性化を寄与する目的に子供の居場所として設置いただけるよう地域の皆様の方に調整してまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

**こども課長** 1点ご報告させていただきます。こども園の給食費のことですが、以前からの物価高騰、それから食材料費の上昇というものがございまして、今現在年間大体6%ずつぐらい上昇をしているところでございます。これまで保育園で提供しておりました給食費ですけれども、令和元年から何とかや

りくりをしてきたものの、米代の高騰など努力では何ともできない状況となりました。去年の12月に議会の方とそれから保護者の方に対しまして給食の給食費、4月から上がりますという形でお知らせをさせていただいておりますけども、本格的に4月から上昇という形になります。額といたしましては、児童幼児部門の児童の方が3300円から4200円、900円増です。そして保育園部分は、4900円から6200円ということで1300円の増という形になります。よろしくお願ひします。

#### **6 次回定例教育委員会開催日程について**

※次回定例教育委員会は4月30日（木）午後1時30分から、さわやかホール4階大会議室において開催することを決定した。